

一般社団法人新潟青年会議所定款（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会議所は、一般社団法人新潟青年会議所（Junior Chamber International Niigata）（以下「本会議所」という）と称する。

（事務所）

第2条 本会議所は、主たる事務所を新潟市に置く。

（目的）

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱をもって、明るい豊かな社会を築き上げるために、次に掲げる事項をその目的とする。

- （1） 社会開発の理念に基づき、地域社会の正しい発展と地域住民の福祉向上に貢献し、またこれらの運動を通じて、指導力開発を基調とし自己陶冶及び相互理解を深め、もって社会と人間の開発に資する。
- （2） 公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、また関係諸団体との提携のもとに国家的・国際的理解及び親善を増進し、日本と世界の繁栄と平和に寄与する。

（運営の原則）

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他団体の利益を目的としてその事業を行わない。
2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

（事業）

第5条 本会議所は、その目的達成のために次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 社会開発計画の作成及び推進並びに青少年開発に関する事業
- （2） 指導力開発のための指導者訓練及び研修の実施並びに会員相互の親睦に資するための行事の開催
- （3） 産業・経済及び文化に関する研究及び調査のための事業
- （4） 公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所並びに国内・国外の青年会議所及びその他関係諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- （5） その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び会費

（会員の種類）

第6条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- （1） 正会員
- （2） 特別会員
- （3） 賛助会員
- （4） 名誉会員

（正会員）

第7条 新潟市及びその周辺に居住し、又は勤務する満20歳以上満40歳未満の品格ある青年で、本会議所の目的に賛同し、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、

事業年度中に満40歳に達するときは、その年度内は正会員の資格を有するものとする。

2 正会員は、本会議所役員、公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所役員並びに委員に選任される資格を有する。

3 他の青年会議所の正会員であるものは、本会議所の正会員となることができない。

(特別会員)

第8条 満40歳に達した年の事業年度末まで正会員であったもので、理事会で承認されたものは、特別会員となることができる。

2 その他特別会員に関しては、規則の定めるところによる。

(賛助会員)

第9条 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会で承認されたものは、賛助会員となることができる。

2 その他賛助会員に関しては、規則の定めるところによる。

(名誉会員)

第10条 本会議所に功労のあった者は、総会の決定により、名誉会員に推薦することができる。

2 その他名誉会員に関しては、規則の定めるところによる。

(入会)

第11条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 このほか入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第12条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第13条 本会議所の正会員は、本定款に定めるもののほか、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入会金及び会費等)

第14条 正会員は、この法人の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、定められた入会金及び会費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 入会金及び会費に関する事項は、規則の定めるところによる。

(休会)

第15条 正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。

2 このほか休会に関する事項は、規則に定める。

(会員資格の喪失)

第16条 本会議所の会員は次の事由により、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 破産又は後見開始もしくは保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

- (4) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき
- (7) 正会員が、満40歳に達し、かつ満40歳に達した事業年度が終了したとき。

2 正会員が会員資格を喪失した場合、当該正会員は当然に退会する。

(退会)

第17条 正会員は、任意にいつでも本会議所を退会することができる。

2 このほか退会に関する事項は、規則に定める。

(除名)

第18条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の名誉を傷つけ、又は本会議所の目的に違反する行為があるとき
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき
- (3) 会費納入義務を履行しないとき
- (4) 出席義務を著しく履行しないとき
- (5) その他、会員として適当でないと認められたとき

2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第19条 会員が第16条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 総会

(総会の構成)

第20条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

2 総会の運営については規則の定めるところによる。

(総会の種類)

第21条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 毎年2月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年2月に開催されるほか、毎年7月及び11月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 5分の1以上の正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 監事から請求があったとき
- (4) 理事会が必要である旨決議したとき

(総会の招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には、請求があった日から10日以内の日を総会の日として、総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は少なくとも開催日の7日前までに、正会員に対して、総会の目的たる事項並びに日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名した正会員がこれに当たる。

(議決権の数)

第25条 正会員は、総会において各々1個の議決権を有する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員の総数3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の決議)

第27条 総会の決議は、法令及びこの定款に別に規定するもののほか、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、総正会員の議決権の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、第28条第1号及び第5項並びに第7号の議決は、総正会員の3分の2以上であって総正会員の議決権の3分の2以上で決する。

2 前項の規定において、議長は正会員としての議決権の行使は留保し、議長としての決議権を行使するものとする。

3 総会における委任状による出席及び議決権の行使は、代理人の氏名が記載され、かつ、委任者の署名押印のある委任状がある場合に限り有効とする。ただし、代理人は正会員に限る。

(総会の決議事項)

第28条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定及びその変更
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 理事及び監事の選任
- (5) 理事及び監事の解任
- (6) 名誉会員の推薦
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
- (2) 総会に出席した理事及び監事の氏名
- (3) 決議事項
- (4) 総会の議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言要旨

- (5) 議長の氏名
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (7) その他法令に定める事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員を代表する者のうちからその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

3 第1項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第30条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(理事会の開催)

第31条 理事会は、毎月1回開催する。ただし、次の各号の一つに該当する場合には臨時に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事の請求があるとき
- (3) 監事の請求があるとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が事故、欠員等のやむを得ない事由により招集できないときは、他の理事が召集する。

2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、臨時に理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の2分の1以上の出席により成立する。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、出席理事の3分の2以上をもって決する。

2 理事会における委任状による出席及び議決権の行使は、これを認めない。ただし、理事長が必要と認めた場合、欠席理事が所属する会議体もしくは委員会の委員に限り、理事会に出席して発言することができる。

(理事会の権限)

第36条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
 - (2) 規程及び細則の制定、並びに変更及び廃止に関する事項
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 理事長の選定及び解職。ただし、理事長選定にあたっては、別に定める役員選出に関する規則により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
 - (5) 前各号に定めるものの他、必要な事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
 - (5) 第49条に定める責任の免除

(議事録)

第37条 理事会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
 - (2) 理事会に出席した理事の氏名
 - (3) 決議事項
 - (4) 理事会の議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言要旨
 - (5) 議長の氏名
 - (6) その他法令に定める事項
- 2 前項の議事録には、理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない
- 3 第1項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第5章 役員等

(役員の種類及び定数)

第38条 本会議所には次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 3名以上5名以内
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む)15名以上40名以内
 - (5) 監事 2名
- 2 前項第1号の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 3 第51条に規定する直前理事長は、一般社団・財団法人法上の理事にはあたらない。

(役員資格及び選任)

第39条 役員は、本会議所の正会員たることを要す。ただし、監事はこの限りではない。

- 2 監事は、本会議所の理事若しくは使用人を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別

の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員任免)

第40条 理事及び監事は、総会の決議によって選任及び解任される。

2 役員を選任の方法に関しては、総会において、別に定める規則による。

(役員任期)

第41条 理事の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年間とする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する2月の通常総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有するものとする。

4 前項の場合において、新たに就任した役員任期は、前任の役員残存期間とする。

(役員辞任及び解任)

第42条 役員は理事会の承認を得ていつでも辞任することができる。

2 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会においてこれを解任することができる。

(1)心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

3 前項第2号の規定により解任しようとする場合は、当該役員に予め通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(理事の職務)

第43条 理事長は、会議所を代表し、所務を統括し、業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を総括し、副理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、業務を掌理し執行する。

5 理事長、専務理事及び理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第44条 監事は、理事の職務執行を監査する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(監事の理事会への報告義務)

第45条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(監事の理事会への出席義務等)

第46条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(監事の総会に対する報告義務)

第47条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第48条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任の免除)

第49条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(報酬等)

第50条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、総会でこれを定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(直前理事長)

第51条 本会議所に、直前理事長1名を置くことができる。

2 直前理事長は、前任の理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

3 直前理事長の任期は、第41条第1項の規定を準用する。

4 直前理事長の辞任及び解任は、第42条の規定を準用する。

第6章 例会、室及び委員会等

(例会)

第52条 本会議所は、原則として毎月1回以上例会を開催する。

2 例会は、委員会等における本会議所の目的達成に必要な事項の調査、研究を正会員全員に発表し共に学ぶ場、あるいは会員の親睦、交流の場等として設置する。

3 例会の運営方法については、理事会でこれを定める。

(室及び委員会等の設置)

第53条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために、室、委員会又は会議体もしくはプロジェクトチームを設置することができる。

(室の構成)

第54条 本会議所の室は、その目的及び事業の達成をより円滑にするため、複数の委員会又は会議体を統括する形で構成される。

2 室長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

(委員会及び会議体の構成)

第55条 委員会は、委員長1名、副委員長及び委員をもって構成する。

2 会議体は、議長1名、副議長及び議員をもって構成する。

3 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、事務局長、室長及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会又は会議体に所属しなければならない。

(プロジェクトチームの構成)

第56条 理事長は、理事会の承認を得てその年度の事業計画に基づき、プロジェクトチームを編成することができる。

2 前項のプロジェクトチームのリーダー及びメンバーは理事長が指名し、委嘱する。

(室及び委員会等の運営)

第57条 室、委員会、会議体及びプロジェクトチームの種類、組織及び運営に関する事項は、規則で定めるところによる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第58条 本会議所の資産は、本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第59条 本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第60条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計区分)

第61条 本会議所の会計区分は、会計規則の定めるところによる。

(事業計画及び収支予算)

第62条 本会議所の事業計画、収支予算については理事長が作成し理事会の決議を得た後、毎事業年度開始の日の前日までに総会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 資金調達等の見込みを記載した書類については理事長が作成し理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

3 第1項並びに第2項の事業計画書及び収支予算等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第63条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 本会議所は、法令の定めるところにより、第1項の通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第64条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を得なければならない。

2 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(財産の請求権)

第65条 会員は、会員資格を喪失した場合も、本会議所の資産に対しいかなる請求もなしえない。

(会計原則)

第66条 本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣例に従うものとする。

第8章 管理

(定款その他の書類の備え置き)

第67条 理事長は、定款、規則等、会員名簿及び次の各号に掲げる書類を第2条の事務局に備えておかななければならない。

- (1) 総会、理事会の議事録
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 事業報告及び事業報告の附属明細書
- (4) 貸借対照表及び貸借対照表の附属明細書
- (5) 損益計算書及び損益計算書の附属明細書
- (6) 監査報告
- (7) 収支決算書
- (8) 本定款第27条第3項の委任状
- (9) その他法令に定める書類及び電磁的記録

2 前項の各書類の備え置き期間は、第1号の書類については当該会議開催日から10年間、第2号から第7号の各書類については当該事業年度終了後の2月に開催される通常総会の2週間前から5年間、第8号の書類については総会の日から3箇月間、第9号については法令に従うものとする。

3 理事長は、正会員が第1項の書類の閲覧又は謄写を求めたときは、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(決算関係書類)

第68条 理事長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
- (3) 損益計算書及びその附属明細書
- (4) 収支決算書

2 監事は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、2月の通常総会の議題及び議案を決定する理事会の前日までに、監査報告を理事長に提出しなければならない。

3 前項の監査報告には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 監査の方法及びその内容
- (2) 第1項第2号及び第3号の各書類が当該一般社団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (3) 監査報告を作成した日
- (4) その他法令で定める事項

4 理事長は、前項の監査報告を付して、第1項の書類を第2項の理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 理事長は、前項の承認を受けた第1項第1号の書類(附属明細書を除く。)を2月の通常総会に提出し、報告しなければならない。

6 前項の規定により提出された第1項第2号及び第3号の各書類(附属明細書を除く。)については、2月の通常総会の承認を受けなければならない。

7 理事長は、2月の通常総会の招集の通知に際して、法令で定めるところにより第3項に規定する監査報告を受け理事会の承認を経た第1項第2号及び第3号の各書類、事業報告並びに監査報告を正会員に対し提供しなければならない。

8 理事長は、事業年度終了後、遅滞なく、第1項の書類を地区担当理事及び地区担当常任理事を経て、公益社団法人日本青年会議所会頭に提出しなければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第69条 事務局には、事務局長1名を置くことができる。

2 事務局長は、事務局を統轄し、理事会の承認を得て理事長が任命する。

(細則)

第70条 前条に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める細則による。

第10章 解散

(解散及び残余財産の寄附)

第71条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会において、総正会員の3分の2以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

3 解散するとき存する残余財産は、総会において、総正会員の3分の2以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第72条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(清算人)

第73条 前条の事由によって解散する場合、清算人はその総会においてこれを選任する。

2 清算人は、就任の日より清算事務を行い、総会の決議を得て残余財産についての処分の方法を定めなければならない。

(解散の場合の会費徴収)

第74条 本会議所は、解散後であっても総会の決議を得て、その債務を完済するに必要な限度において会費を徴収することができる。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第75条 定款の変更は、総会において総正会員の3分の2以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議により行う。

(定款の提出)

第76条 本定款を変更した場合には、直ちに改正定款を公益社団法人日本青年会議所会頭へ提出する。

第12章 雑 則

(諸規程及び規則)

第77条 本会議所は、本定款の運用を円滑にするため、本定款に別に定めるもののほか、理事会の決議を経て、諸規程及び施行に関する規則等を定める。

(公告)

第78条 本会議所の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会議所の最初の理事長は〇〇〇〇とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第60条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。